

災害時における協定の締結について

1 災害協定の目的

民間事業者と災害協定を締結することにより、区の災害対応力の強化を図る。

2 災害協定の内容

(1) 災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定

① 概要

災害時に、傷病者の搬送の他、医療救護活動の実施のために必要な人員及び携行する資機材の輸送等を要請するものである。

② 相手方

東京都文京区白山五丁目 2 2 番 4 号（台東区内 台東営業所）
株式会社ひえだ救急サービス
代表取締役 稗田 健一郎

(2) 二次避難所施設利用に関する協定

① 概要

旧特別養護老人ホーム蔵前の施設を暫定利用する特別養護老人ホーム「グリーンハイム荒川」について、施設の一部を備蓄倉庫として使用するとともに、災害時には、施設の一部を二次避難所（福祉避難所）として利用するものである。

② 相手方

東京都足立区花畑四丁目 3 9 番 1 0 号
社会福祉法人聖風会
理事長 近藤 常博

※項番 1 及び 2 の協定書案については別紙 1 及び 2 のとおり。

3 今後の予定

令和 7 年 1 0 月以降 各協定締結

(案)

災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定書

台東区(以下「甲」という。)と株式会社ひえだ救急サービス(以下「乙」という。)
とは、災害時における傷病者の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）並びに台東区地域防災計画に基づき甲が実施する傷病者の搬送等に対する乙の協力に関し必要な事項を定め、もって災害時における医療救護活動を円滑に実施することを目的とする。

(業務内容)

第2条 前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる業務（以下「本業務」という。）の実施について甲に協力する。

- (1) 傷病者の搬送に関する業務
- (2) 医療救護活動の実施のために必要な人員及び携行する資機材の輸送に関する業務
- (3) 保健医療ボランティアの輸送に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、前条の目的達成のために必要と認めた業務

(協力の要請)

第3条 甲は、台東区地域防災計画に基づき傷病者の搬送等を実施する必要がある場合は、乙に対し、本業務の実施について協力を要請するものとする。

(本業務の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から本業務実施の要請があったときは、可能な限り、甲が指定する場所へ車両を提供し、本業務を行うものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき車両を派遣した場合は、直ちに派遣状況を甲に報告するものとする。

3 前項に定めるもののほか、乙は、本業務の実施状況について甲の求めがあったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(連絡調整)

第5条 甲は、乙が円滑に本業務を実施できるよう、乙との連絡調整を行う者（以下「連絡調整者」という。）をあらかじめ指定しなければならない。

2 連絡調整者は、必要に応じ、傷病者の搬送先となる医療機関との受入れに関する調整を行うものとする。

3 乙が行う本業務は、医療救護所の医師等又は連絡調整者の指示により行うものとする。

(費用負担)

第6条 乙が本業務の実施に要した費用については、甲の負担とし、甲からの支払が行われるまでの間は、乙が一時立替払するものとする。

2 前項の費用の額は、災害の発生又は災害の発生するおそれの生じる直前における当該費用の市場価格を参考として、本業務終了後、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、本業務の実施に要した費用の額が決定したときは、速やかに甲に請求する。

4 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、検査を行い、遅滞なく当該費用を乙に支払う。

(安全の確保)

第7条 乙は、車両の運行に当たり当該車両を利用する傷病者等の安全の確保を行う。

2 乙は、運行上の安全を確保するため、経路の選定及び運行継続の可否を判断することができる。この場合において、乙は、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

(事故等)

第8条 乙が提供した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに代替車両を手配し、可能な範囲内で本業務の継続に努めるものとする。

2 乙は、本業務の実施中に事故が発生したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告するものとする。

(賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰する事由により業務に従事する乙の車両等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により他人に損害を与えた場合、速やかに甲に報告し、その賠償の責を負うものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、業務の実施中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者及び水防に従事した者にかかる損害補償に関する条例（昭和41年7月台東区条例第16号）の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給)

第11条 甲は、乙が本業務を円滑に実施できるようにするため、本業務に使用する車両の緊急通行車両への登録を支援するとともに、燃料を優先的に供給するよう努めるものとする。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、本業務の実施に係る管理責任者及びその連絡先を相互に定めるものとする。

(防災訓練)

第13条 乙は、甲からの要請があった場合は、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
ただし、期間満了の3月前までに甲又は乙から何らの申し出がないときはさらに1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(中途解約等)

第15条 甲及び乙は、前条の有効期間中であっても、1か月前の予告期間をもって相手方に対し事前に書面で通知し、甲乙協議の上、この協定を解約し、又はその一部を変更することができる。

2 前項に規定する協定の解約又は一部変更は、同項による協議の結果、甲と乙との間で合意されることを条件とし、当該合意がなされたときは、合意事項を記載した書面を取り交わすものとする。

(協 議)

第16条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲及び乙は本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年11月〇日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
東京都台東区
東京都台東区長 服部 征夫

乙 東京都文京区白山五丁目22番4号
株式会社ひえだ救急サービス
代表取締役 稗田 健一郎

二次避難所施設利用に関する協定書

東京都台東区を「甲」とし、社会福祉法人聖風会を「乙」とし、甲と乙の間において次のとおり避難所としての施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、乙の管理する施設であるグリーンハイム荒川の一部を、甲が台東区地域防災計画に基づく二次避難所（福祉避難所）（以下「二次避難所」という。）として利用することについて必要な事項を定める。

（二次避難所利用対象者）

第2条 本協定による二次避難所の利用対象者は、高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

（二次避難所の開設）

第3条 甲は、災害時に二次避難所を開設する必要がある場合は、乙の施設のうち二次避難所として利用することができる施設（以下「避難所利用可能施設」という。）を二次避難所として開設することができる。

2 避難所利用可能施設の範囲は、甲乙協議の上、実施細目に定める。

（備蓄倉庫の使用）

第4条 甲は、二次避難所として必要な物資を備蓄するため、乙の施設の一部を備蓄倉庫として使用することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、第3条第1項に基づき二次避難所を開設する場合は、乙に対して、事前に文書により、その旨を通知するものとする。

2 甲は、二次避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難所利用可能施設を二次避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、可能な限り早期に、乙に対して、文書により、開設した旨を通知するものとする。

（二次避難所の管理）

第6条 二次避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。ただし、甲は、乙と協議の上、災害発生後数日間は、乙に二次避難所の管理運営を委ねることができるものとする。

2 二次避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（開設期間）

第7条 二次避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（二次避難所閉鎖への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、二次避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(二次避難所の閉鎖)

第9条 甲は、二次避難所を閉鎖するときは、乙に二次避難所使用終了届を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 二次避難所としての利用に要した費用で次に掲げるものは、甲の負担とする。

- (1) 二次避難所の周知に係る費用
- (2) 二次避難所の管理運営に係る費用
- (3) 備蓄倉庫の物資の備蓄に係る費用
- (4) 前条の規定による原状に復す費用（二次避難所の利用に起因するものに限る。）
- (5) その他甲が負担すべき費用

(細 目)

第11条 本協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(協 議)

第12条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和7年10月〇日から令和9年9月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙のいずれかがこの協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに、書面により相手方に通知をすることにより本協定を解除することができる。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和7年10月〇日

東京都台東区東上野四丁目5番6号
甲 東京都台東区
東京都台東区長 服 部 征 夫

東京都足立区花畑四丁目39番10号
乙 社会福祉法人 聖風会
理事長 近藤 常博